

山梨県難病事業体系図

難病特別対策推進事業

療養生活環境整備事業

県
健康増進課

保健所

A 難病医療提供体制整備事業等
難病医療提供体制の構築に向けた必要な事項、検討の手順等を踏まえ、新たな難病の医療提供体制の構築及び推進を図る。

① 難病の医療提供体制の構築

山梨県難病医療連絡協議会

地域の実情に応じた難病の医療提供体制の検討・協議・評価等を行う

② 難病の医療提供体制の推進

難病診療連携拠点病院

・難病診療連携コーディネーター配置
・難病医療支援ネットワークの構築
(早期に正しい診断を受けられる。身近な医療機関で適切な医療が受けられる)

③ 在宅難病患者一時入院事業

在宅人工呼吸器使用患者等支援事業 (レスパイト入院)

在宅で人工呼吸器装着又は気管切開している難病患者の家族等の負担軽減を図る (介護者の休息を目的とした一時入院)

B 難病患者地域支援対策推進事業

適切な在宅療養支援が行えるよう保健所を中心として、地域の医療機関、市町村福祉部局等の関係機関との連携を図る。

① (新) 難病及び小慢児等支援対策ワーキンググループ

連携

② (新) 難病対策地域協議会

・地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議する。

③ 在宅療養支援計画策定・評価事業 (難病カンファレンス) 訪問相談・指導事業

(専門職を派遣し、日常生活上及び療養上の悩みに対する訪問相談・指導を行う) 等

C 難病指定医等研修事業

D 指定難病患者情報提供事業

E (新) 臨床調査個人票電子化等推進事業

F 指定難病審査会事業

指定難病医療費支給認定事務

G 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を学ぶ。

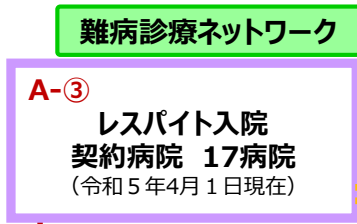
H 難病相談支援センター事業 (山梨難病連へ委託)

難病患者・ご家族等の療養上、生活上の悩みや不安等の解消を図り、電話や面接等による相談、患者会などの交流の促進、就労支援など、患者のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談・支援を行い、地域における難病支援対策を推進する。

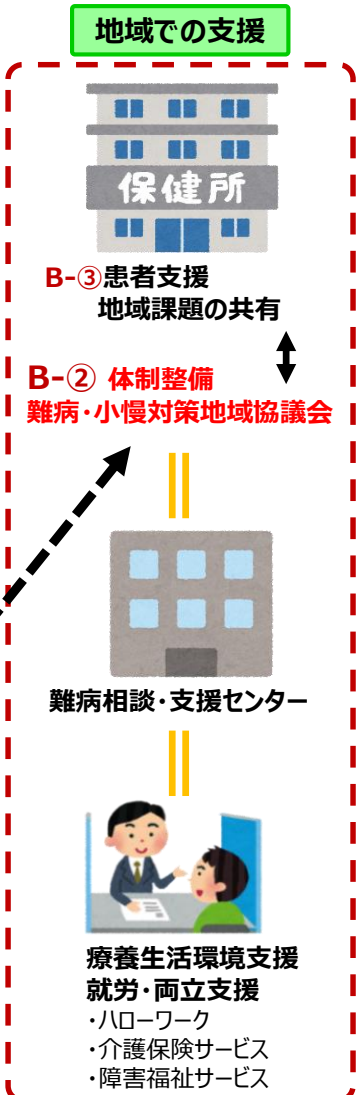
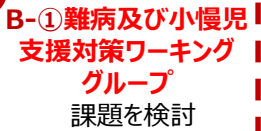
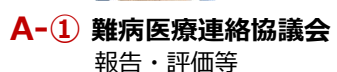
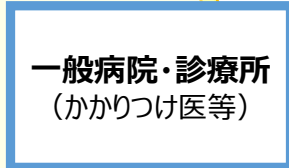
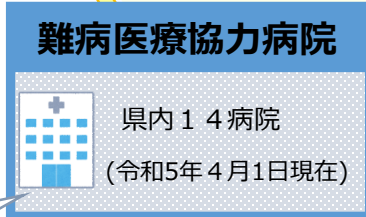
I 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

人工呼吸器を装着していることについて特段の配慮を必要とする難病の患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施し在宅において適切な医療の確保を図る。

山梨県の新たな難病医療提供体制 (R4.4~)



- 紹介・逆紹介・相談
緊急時受入調整
- 竜王リハビリテーション病院
 - 山梨市立牧丘病院
 - 大月市立中央病院
 - 山梨赤十字病院
 - 富士見高原病院
 - 峡南病院
 - 湯村温泉病院
 - 富士川病院
 - 巨摩共立病院
 - 赤坂台病院
 - 身延山病院
 - 韮崎市立病院
 - 甲府共立病院
- [R5.4~]**
- 笛吹中央病院
 - 恵信甲府病院
 - 恵信韮崎相互病院
 - 恵信梨北リハビリテーション病院



紹介・逆紹介・相談
緊急時受入調整

研修

相談・助言

紹介・逆紹介・相談

反映